

エコマーク、シンガポール・グリーンラベルとの 複写機・プリンタなどの画像機器の派生機の 相互認証の運用を開始

公益財団法人日本環境協会（所在地：東京都千代田区、理事長：新美 育文）のエコマーク事務局は、シンガポールの環境ラベル「グリーンラベル」を運営するシンガポール環境協議会（SEC）との間で、「複写機・プリンタなどの画像機器（以下、画像機器）」の共通基準に関する覚書を締結し、画像機器の派生機における相互認証の運用を開始したことをお知らせします。締結式は、8 月 20 日、シンガポールで開催された SEC 設立 30 周年を記念するイベントにて執り行われました。



画像機器の派生機、及びその相互認証について

シンガポール・グリーンラベルとは、2024 年 6 月に画像機器の共通基準に関する合意書を締結し、同品目での相互認証を開始したところで、すでに 20 機種が相互認証を活用しております。今回、相互認証の発展的取組として、シンガポール環境評議会（SEC）と協議を重ね、画像機器の派生機（エコマーク認定機種と基本的な仕様は同一ながら、海外市場向け専用型式のため日本国内では販売されず、エコマーク認定を取得していない機種）も相互認証の対象に含めることに合意しました。なお、エコマークにおいて、所定の審査・確認の上、要件に適合する機器が対象となります。

例：EMプリンタシリーズ（エコマーク認定番号 25 155 999）

エコマーク認定	シンガポール	印刷速度	相互認証	
		25		 2025年8月21日～  包括的に相互認証可能
日本販売なし →エコマーク認定 取得不可	 派生機	40		

エコマーク認定製品と同シリーズ、かつ同一仕様であるものの、シンガポール専用型式のため、エコマーク取得不可＝相互認証活用不可

図：画像機器の派生機における相互認証のイメージ

シンガポール・グリーンラベルとの相互認証について：<https://www.ecomark.jp/acquire/mutual/singapore/>

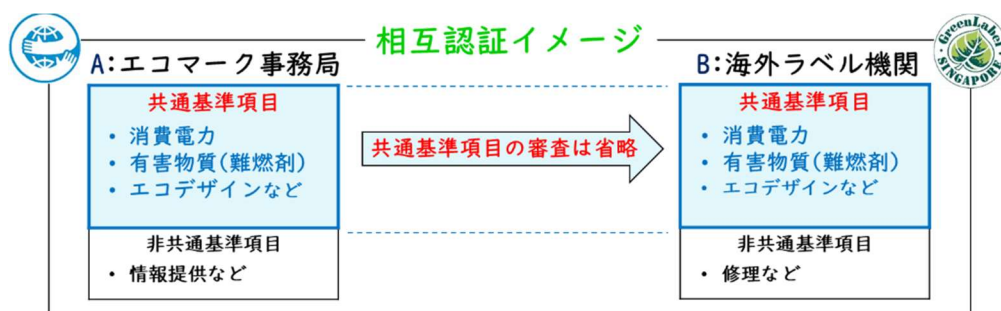
相互認証協定（Mutual Recognition Agreement: MRA）とは

相手国の環境ラベルの審査（もしくはその一部分）を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする二国間以上の協定です。対象となる品目の環境ラベル基準を二カ国間で協議し、共通基準として合意した項目については、相手国の環境ラベルでの審査が省略されることとなります。従来、二カ国間のある基準項目がほぼ同じ内容で、かつ同じ試験結果を要求する場合であっても、同じ試験をそれぞれ実施する必要があったり、別々の証明書類を作成する必要があったりするなど、申請事業者にとっては負担となっていました。

相互認証の実施により、共通基準化の促進による事業者の開発・製造コストの削減、環境ラベルの申請コストの削減、海外市場参入の容易化、多国間で環境ラベルの認定商品が広く流通することによる地球規模での環境負荷低減などの効果が期待されます。

日本のエコマークは、ドイツ、北欧、北米、中国、韓国、タイ、台湾、シンガポール、香港、ニュージーランド、スリランカの 11 機関と相互認証協定を締結しています。

エコマークと海外環境ラベルとの相互認証 <https://www.ecomark.jp/acquire/mutual/>



図：相互認証のイメージ

[参考情報]

エコマーク

- ISO14024 に準拠する我が国唯一のタイプⅠ環境ラベル。公益財団法人日本環境協会が自主的な財源に基づき 1989 年から運営。
- ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を公益財団法人日本環境協会が認定する第三者認定の環境ラベル制度。



シンガポール・グリーンラベル

- ISO14024 に準拠するシンガポールのタイプⅠ環境ラベル。1992 年にシンガポール環境省によって制度が開始され、1999 年よりシンガポール環境協議会（SEC）によって運営されている。
- 2025 年 8 月時点で、56 の商品カテゴリに認定基準が設定され、累計約 3,800 の商品が認定されている。
- 2021 年 7 月にシンガポール政府(持続可能性・環境省)が推し進める「シンガポール・グリーンプラン」のもと、「持続可能な公共調達スキーム」が公表され、一部の品目の調達にシンガポール・グリーンラベル認定製品が求められている。



エコマークについて

持続可能な社会の形成を目指し、環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる製品やサービスにつけられます。消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

2025 年 8 月時点で、認定商品数は 54,636 点、認定取得企業は 1,484 社です。

「エコマーク」は、公益財団法人日本環境協会の登録商標です。

エコマーク事務局ウェブサイト：<https://www.ecomark.jp/>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 事業推進課

E-mail: info@ecomark.jp Tel: 03-5829-6286

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMM ビル 5F

